

第 1 8 次東京都消費生活対策審議会
総会（第 4 回）
議 事 録

平成 1 6 年 1 1 月 1 日（月）
都庁第一本庁舎42階特別会議室 A

午前10時01分開会

消費生活部長 大変お待たせいたしました。本日は、委員の皆様にはお忙しい中、また雨の中、ご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

ただいまから第18次東京都消費生活対策審議会第4回総会を開会させていただきます。

本年8月の異動により審議会の事務局を担当いたしております生活文化局消費生活部長の古川でございます。よろしくお願いいいたします。

ただいまご出席いただいております委員の方は16名、委任状は4名でございます。東京都消費生活対策審議会運営要綱第6に定めます委員総数の半数以上の出席という総会開会に必要な定足数に達しておりますことをご報告申し上げます。

それでは、会長、よろしくお願いいいたします。

松本会長 ただいま消費生活部長からご報告がありましたとおり、総会開催に必要な定足数に達しておりますので、第18次東京都消費生活対策審議会第4回総会を開会いたします。

前回の第3回総会は本年5月に開催され、保証表示に関する答申をご採択いただきました。それから約半年ほどこの審議会としては活動を停止していたわけであります。その間、国においても、幾つかの消費者関係の法律が成立しましたし、東京都におきましても、幾つかの施策が実施されるに至っております。それらにつきましては、後ほどご報告いただけるということになっております。

半年ぶりでありますけれども、審議のほどよろしくお願いいいたします。

それでは、お手元の会議次第に従いまして議事を進めてまいりたいと思います。

まず、前回の総会以降、交代された委員につきまして、事務局からご紹介をお願いいたします。

消費生活部長 それでは、ご紹介をさせていただきます。

迫田朋子NHK教育番組センターチーフディレクターがご都合により委員を辞退されまして、後任として、平成16年10月25日で古屋和雄NHKエグゼクティブ・アナウンサーが委員として就任されました。

古屋委員 古屋です。

消費生活部長 続きまして、都議会議員の河西のぶみ委員が平成16年6月に、同じく都議会議員の桜井良之助委員、曾根はじめ委員、高橋かずみ委員、三原将嗣委員が平成16年10月に辞任されまして、平成16年10月25日付で、都議会議員の小美濃安弘委員、木村陽治委

員、土持正豊委員、馬場裕子委員、三宅茂樹委員が就任されました。

小美濃安弘委員です。

小美濃委員 小美濃でございます。よろしくお願いいたします。

消費生活部長 木村陽治委員です。

木村委員 木村です。どうぞよろしくお願いいたします。

消費生活部長 馬場裕子委員です。

馬場委員 おはようございます。よろしくお願いいたします。

消費生活部長 土持委員と三宅委員はまだでございますので、後ほどお願いいたします。

また、都の職員におきましても、7月及び8月に人事異動がございました。紹介させていただきます。

山内隆夫生活文化局長でございます。

生活文化局長 山内でございます。よろしくお願いいたします。

消費生活部長 有留武司生活文化局総務部長でございます。

総務部長 有留でございます。よろしくお願いいたします。

消費生活部長 その他の幹事、書記につきましては、時間の関係上配付しました名簿で紹介にかえさせていただきます。

松本会長 本日、当審議会に対しまして、知事から諮問がございます。知事は所用によりご欠席のため、福永副知事から諮問をお受けいたします。

(諮問文手交)

松本会長 それでは、ただいまお受けいたしました諮問を事務局から読み上げていただきます。

諮問文の写しはあらかじめ席上に配付してありますので、ごらんください。

消費生活部長 資料3をごらんいただきたいと存じます。読ませていただきます。

諮問事項。

「消費者の自立支援に向けた事業者団体、消費者団体等との連携による新たな消費者施策のあり方について」

以上でございます。

松本会長 それでは、ここで福永副知事からごあいさつをいただきたいと存じます。

福永副知事 どうも皆様おはようございます。副知事の福永でございます。

委員の皆様方には、大変お忙しい中、お集まりを賜りました。ありがとうございました。

まず、先ほど松本会長からお話ございましたとおり、5月の保証表示制度のあり方に関する答申に基づきまして、7月30日に、指定商品の追加等の改正を告示をすることができましたことをこの場をおかりしましてまずご報告をさせていただきたいと思っております。

おかげをもちまして、順調に手続が進みまして、明年1月30日から、無事この施行をする運びとなりました。これも本審議会の場で十分にご審議をいただいたたまものであると厚く御礼を申し上げたいと存じます。

さて、最近企業による不祥事が数多く報道されておまして、事業者と消費者との間の信頼関係を正常なものとしていくためには、商品やサービスを提供する事業者の側の法令遵守に対する意識を再度高めていくことが強く求められておることでございます。さらに消費者の側からも、消費者と事業者の間にあります情報収集量や交渉力等の格差を埋めていくように、消費者みずから商品やサービスを適切に選択することができる環境が整備されていくことがますます重要になってきてまいりました。

近年の消費者を取り巻くいろいろな状況をつぶさに見てみますと、商品やサービスの多様化、あるいはグローバル化が一層進んでおります。消費者はこれまでに類例を見ないケースに巻き込まれ、そして、さまざまなトラブルに遭遇しているというのが状況でございます。このようなケースが非常に多く発生しているという現況であります。消費者の自立支援をしていくためには、従来の発想あるいは枠組みというようなものはこれだけでは不十分であるというのが状況ではないかと思っております。

本日は、新たに消費者の自立支援に向けた事業者団体、そして、消費者団体等との連携による新たな消費者施策のあり方につきまして、専門家の皆様方にいろいろなご提言をちょうだいをし、そして、そのための諮問をさせていただいたものでございます。ご審議のほど、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

私からのごあいさつはこれで終わります。

松本会長 どうもありがとうございました。

なお、副知事は所用のため、ここで退席をされます。

(副知事退席)

松本会長 続きまして、諮問事項の趣旨説明を事務局からお願いいたします。

消費生活部長 お手元にお配りしております資料3の2枚目に、諮問の趣旨を載せてございます。これを読み上げ、諮問の趣旨説明とさせていただきます。

諮問の趣旨

今日、経済のグローバル化やIT化の進展、規制緩和による市場メカニズム重視社会への移行等、消費者を取り巻く著しい環境変化の中で、消費者自身が自立し、自ら適切な商品・サービスを選択していくことがより一層求められている。

しかし、消費者と事業者との間には、情報や交渉力等の格差が引き続き存在し、商品及びサービスの高度化・多様化・グローバル化の流れの中で、苦情・トラブル等が増大し、かつ多様化・複雑化している。こうした中、消費者の権利が尊重され、自立した行動が確保されるためには、行政、事業者、消費者の各主体が、それぞれ単独での取組みに留まらず、相互に連携して、施策・事業に取り組む必要性が高まっている。

このような状況を受けて消費者保護基本法が36年ぶりに改正され、本年6月に消費者基本法として公布・施行された。その抜本改正の基本的な方向の中でも、行政、事業者、消費者の各主体が相互に連携しつつ、それぞれの責務・役割を果たしていく必要性と、事業者団体・消費者団体の役割の重要性が強調されている。

これらの動向を踏まえ、行政が事業者団体・消費者団体等と積極的に連携して、消費者の自立支援の強化と自立に向けた環境整備の促進をめざす、実効性ある新たな消費者施策のあり方について、諮問するものである。

以上でございます。

松本会長 ありがとうございます。

それでは、以上の諮問につきまして、どのように検討を進めるという予定なのか、事務局のほうからスケジュールについてご説明ください。

消費生活部長 平成17年3月ごろに中間報告を、同年7月には答申をいただきたいと思っております。

松本会長 それでは、審議の進め方についてお諮りしたいと思います。

今回の諮問につきましては、専門的事項を短期間に集中的に審議し答申するということになると思われます。そこで、東京都消費生活条例の第45条9項、審議するために必要があるときは部会を置くことができる、に基づき、部会が中心となって審議を行ってはいかがかと思えます。

また、専門的な検討を要する場合は、審議会運営要綱第8の4によりまして、小部会を設置し審議するという規定がありますので、小部会をつくってはいかがかと思えます。

そして、小部会、部会での審議結果を総会においてご報告いただき、最終結論は総会で決定をするという進め方にしたらいかがかと考えます。これは、前回の昨年からの審議をい

ただきました保証表示のあり方についての審議の進め方と基本的には同じスタイルということになります。

ただいま申し上げましたような方法で審議を進めることにつきましてご賛成いただけますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

松本会長 ありがとうございます。

それでは、部会と小部会を設置して審議を進めることにいたしたいと思います。

設置する部会及び小部会の名称につきまして、私にご一任いただけますでしょうか。

(「一任」の声あり)

松本会長 それでは、今回の諮問事項につきまして、施策連携部会、並びに施策連携小部会という名称で設置させていただきたいと思います。

次に、部会及び小部会で審議をお願いする委員及び部会長、小部会長の選任に入ることにいたします。

部会の委員及び部会長につきましては、審議会運営要綱第7の1及び2により、会長が指名するということになっております。私のほうで考えさせていただきました部会の委員及び小部会委員の案を配付させていただきますので、ごらんいただきたいと思います。

(部会、小部会委員名簿案配付)

松本会長 今回の審議につきましては、審議会の現委員ではございませんが、この分野について専門的な知見をお持ちの麗澤大学の高巖教授、日本女子大学の細川幸一助教授に専門委員として加わっていただき、部会、小部会等の審議にも参加していただきたいというふうに思っております。

以上、席上にご配付いただきました部会、小部会の委員、専門委員につきまして、これでご了承いただけるでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

松本会長 どうもありがとうございました。

次に、部会長、小部会長につきましてですが、部会長には齋藤雅弘委員、小部会長に梶山皓委員にお引き受けいただきたいと思います。よろしいでしょうか。

それでは、齋藤部会長、梶山小部会長から一言ずつご発言をお願いしたいと思います。

まず、齋藤部会長。

齋藤会長代理 ご指名をいただきました齋藤でございます。

先ほどの事務局からのご説明にもありましたけれども、消費者基本法がことしの6月に制定をされまして、行政、消費者、個々の事業者のみならず、消費者団体、事業者団体のこれからの積極的な取り組みというのが求められているという状態になっております。その中で、今回の諮問は消費者の自立支援に向けて適切な施策を実現するために大変重要な課題だというふうに考えております。事業者団体、消費者団体、それぞれのお立場やお考えもありますし、これまでも歴史的な経緯、いろいろあると思いますけれども、ぜひ相互の連携がうまくいくような答申をまとめさせていただいて、施策に反映していただきたいというふうに考えております。

大変重要で、また難しい課題でありますので、委員の皆様方のお力をいただいて、答申をまとめていきたいというふうに思いますので、ご協力よろしく願いいたします。

松本会長 それでは、続きまして、梶山小部会長、よろしくお願いいたします。

梶山委員 今お話がありましたように、今度の改正で、団体という問題、団体の存在の役割というのがかなりはっきりしたというところで、行政と団体、事業者団体、消費者団体、連携という具体的な問題になってまいりました。具体的なことについては、今度の改正の内容というのは、精神というものがしっかり出ておりますけれども、これから各論の問題でいろいろ考えていかなければならないと思っております。

今も部会長から言いましたように、とても難しい、また新しい協議でありますので、いろいろ委員の皆様にご教壇をいただいて進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

松本会長 それでは、部会長、小部会長、どうぞよろしくお願いいたします。

本日決まりました部会構成等につきまして、本日欠席の委員の方々には、事務局を通じてご連絡をお願いしたいと思います。

消費生活部長 それでは、都議会議員の三宅茂樹委員、それから土持正豊委員が出席されておりますので、まず土持正豊委員から、どうぞ。

土持委員 土持でございます。どうぞよろしくお願いいたします。おくれて済みません。

消費生活部長 三宅委員。

三宅委員 三宅です。よろしくお願いいたします。

松本会長 それでは、これからしばらく本日諮問されました事項について、意見交換に移りたいと思います。

これからの部会、小部会での議論の方向性に非常に関係してくると思っておりますので、どう

ぞ積極的にご意見、ご質問をお出しいただきたいと思います。

原委員 消費者基本法が制定をされてということで、会長のほうからもおっしゃられたとおりなんですけれども、全体の状況というところをもう少しきちんととらえて位置づけておく必要があるかなというふうに思っております、部会と、それから委員会と、既に連携という言葉が入っていて、消費者団体と事業者団体、今回基本法の中に位置づけられたので、その団体同士、消費者団体、事業者団体の連携をどう考えるかということが中心になった検討が進められるということになるというふうに思うんですけれども、基本法は、それだけではなくて、もっとたくさんのことを盛り込んでおります。

権利規定が入れられて、消費者主権ということで、今後の21世紀の消費者政策を果たしていこうというふうになっていて、これからそれぞれの消費者に一番近い地方自治体がどういうふうに消費者行政を展開していくのかということが非常に大きな位置づけを占めてくるというふうに思っています。

そういう意味では、各地方自治体で消費者条例の改正が進んでいます。東京都の場合は先取りをして条例改正をしているというんでしょうか、それが国の基本法制定の議論へも大きな影響を与えたというふうには考えていますけれども、基本法が制定されて、その内容を子細に見ていただくとわかるとおり、消費者団体、事業者団体の位置づけだけではなくて、例えば被害救済のあたりとか、それから、消費者教育のあたりの地方自治体の役割というのかなりはっきり明記をされている。それから、広告というような言葉も、都の条例の中には入っていませんけれども、基本法の中には明記をされているというようところで、都の条例の中でも拡充を図っていく部分があるのではないかとというふうに考えております。

基本計画についても、消費者基本計画についても、都の条例では定められていますけれども、定められてそれが有効に働いているかという、必ずしもそういうふうには外からは見えないというところもありまして、私としては、基本法を受けて条例の改正ということも念頭に置いて、その中での今回の部会とか小部会での検討という位置づけにさせていただきたいというふうに考えております。

全体的なところではそういう意見を持ち合わせておりますので、一番最初ですけれども、発言させていただきました。

秋元委員 今、原委員がおっしゃったように、私もそのように思います。、東京都の条例は今までに4回改正されながら、ほかの自治体に先行した役割というのをしていたよう

に思っています。今回も前回の総会のところでも、基本法を受けて、条例の見直し、改正ということも考えられるのではないかというふうなお話もあったかと思っております。

今回その辺のところは諮問の中に薄いといいますが、少ないような気がいたしまして、第6章とか第7章のところにあります情報の問題だとか、消費者の教育のあたりのところのもう少し条例の中での充実したやり方が、消費者のほうとしてはあってもいいかなというふうにも思っております。今回の中で、条例の見直し、改正のところも含めた討議というのがされていってほしいなと思っております。東京都の消費者行政というのは、全国に先駆けて進んでいるというところをさらに前向きにとらえて進めていただきたいなというふうに思います。

平林委員 諮問事項の最後のところに、行政が事業者団体、消費者団体等と積極的に連携してという言葉が出てきますけれども、行政が事業者団体、消費者団体と積極的に連携してというのは、具体的にどういうイメージなのか、私はよくつかめないんですが、これが、事業者団体の自主規制をつくっていく、自主ルールをつくっていくことによって、連携を図っていくというようなことを考えておられるのか。

もし、そういうことになると、どうしても行政主導ベースの話になっていって、それで、果たしてルール型社会と言われる今の流れの中でうまくマッチするのかどうか。自主ルールということになりますと、それは確かに効率的な行政には資するかとは思いますが、なかなか業界が自主的につくるといって、いわば一種のカルテルでございますので、業界の利益にならないことは業界の常としてなかなかしたがないわけで、そうすると、行政が積極的に指導する、説得するという形になっていくかと思うんです。

そうしますと、消費者の意見が十分反映されないおそれがあるのではないかと。あるいはアウトサイダーをどういうふうにルールに服せしめるのかといったような問題もあるのではないかと思うので、本来は条例に基づく、例えば表示について言えば、表示事項を条例で定めることもできるわけですから、そういうふうなルールを形成していくのが本来の姿ではないか。

松本会長は、公正競争規約をかなり高く評価していただいて、公取のOBとしては、それは本当にありがたいと思うんですけれども、そういう自主ルールには限界があるのではないかと思いますので、それもよいかと思いますけれども、最後はルールで規制していくというか、それが今の時代に適しているのではないかと、そういう感じを持っております。

松本会長 それでは、今の点を含めて、連携として具体的にどういう事柄を現在念頭に

置いてられるのか、事務局から説明願います。

調整担当課長 審議会担当の課長の杉田と申します。私のほうからご説明させていただきます。

事業者団体、消費者団体等との具体的な施策連携のイメージと申しますが、今事務局のほうで想定してございますイメージは、先ほどの諮問の趣旨の中にもありましたが、商品、サービスの高度化、多様化、グローバル化という著しい社会状況の変化の中で、行政単独による規制や施策だけでは、消費者被害の防止には十分とは言えないのではないかという認識が先でございます。

そこで、商品、サービスに関する専門的な知識や生産取引、流通の現場を持つ事業者や企業によるコンプライアンス経営の促進や、消費者への情報提供の強化等が求められており、そのためにも、事業者、企業を代表する事業者団体等との適切な連携が重要ではないかというふうに考えてございます。

また、従来の行政施策が届きにくかった消費者層に対しても、例えば多くの消費者が日常的に利用する流通の小売店舗等を含め、事業者・企業や各団体が有するさまざまな現場や組織、スタッフ、媒体等と連携することで、消費者への情報提供、啓発事業等におけるより一層の強化が期待できるのではないかというふうに考えてございます。

そして、消費者被害や相談等の現場に近く、消費者を代表する立場にある消費者団体の役割や責任は、団体訴権や相談、民間型ADR等においてだけではなくて、消費者被害の未然防止においても重要ではないかというふうに考えております。事業者におけるコンプライアンス経営の促進や消費者教育の強化に向けて、団体としての取り組みに加え、事業者団体や行政等との施策連携が有効ではないかというふうに考えてございます。

松本会長 今お聞きした限りでは、表示の自主ルールのものは主たるターゲットにはなっていないというような印象でありますけれども、その辺は部会、小部会で十分ご議論いただいて、どういうやり方が一番適切で、かつ効果的なのかをご検討いただきたいと思っております。

御船委員 2点お願いしたいと思っております。事業者団体、消費者団体等と「等」という言葉がございまして、これは、いろいろなことを含めるだろうということだと思っておりますけれども、ぜひ議論の中で具体的に明らかにしておいていただきたいと思っております。消費者教育に関しましては、学会で消費者教育の基本計画みたいなことをつくっていきこうという動きもありまして、ぜひこういう連携の中に、教育団体も入れていただきたいなと半分は思

っているんですけれども、連携のあり方そのものをどういうふうにするかという、今議論がありましたようなことを詰めていただきたいというのが希望の第1点でございます。

それから、第2点目なんですけれども、消費者の自立支援に向けて連携をして、自立を支援するというときの消費者というのと、それから、消費者団体あるいは事業者が対象とするような消費者というのは、必ずしも重なってなくて、一生懸命連携をしていますが、なかなかそこに届かないというような、つまり、支援の施策が届かないということも当然考えられると思います。それをなるべく少なくしようという意図はよくわかるんですけれども、連携を一生懸命しても、この層はなかなかできないなというところを明らかにして、さらにその先を充実していただくような、最後のほうの課題にあったと思うんですけれども、それも明らかにしていただきたいというふうに思います。

以上2点です。

松本会長 後半のほうはご意見でしょうから、前半の「等」につきまして、どのようなものが入ってくるのかについて、事務局としてご説明をお願いします。

調整担当課長 私のほうからご説明させていただきます。

おっしゃるように、事業者団体、消費者団体等という形で今考えさせていただいているのですが、「等」は、具体的にこれに絞っているということではなくて、消費者団体、事業者団体という枠組みといいますか、そういった言葉に当てはまらない団体も多く出てきて、NPO団体の中でも必ずしも消費者団体と言えるのかという団体もあるかと思えます。須古委員を前にしてお話しして申しわけないんですけれども、たとえばヒープ協議会は、事業者団体と言えるのかどうかという話もあるかと思うんです。だから、消費者関連団体なのか。そういった必ずしも2つの定義に当てはまらない団体でも一緒に連携して、消費者施策を充実させて、実効性のあるものにしていける団体を検討していきたいというか、議論していただきたいということで、決めつけているわけではございません。

馬場委員 今の消費者団体の話なんですけど、各区市、要するに行政の中でも都の役割と身近な区市の役割ということで、身近な消費者団体は区市の例えば消費生活センターのような名前で、区市のところで1つ団体がお互いに協力をするという形で、地域の問題等を取り上げているというふうに思うんですが、東京都としては、その辺の区市でまとまっているというか、地域の問題としてのとらえ方と、それから、もう少し大きな、それをさらに連携したような消費者団体という区の団体がまとまっているようなもの、そういうものと、その辺の整理を少ししていただいてから、この問題を進められたほうがいいのではな

いかなと考えておりますので、そのことを念頭に入れて、ぜひご協議いただきたいというふうに思います。

意見です。

松本会長 事務局に確認ですけれども、別にこれは都レベルの団体の連携だけを考えられているわけではなくて、市町村レベルにおいても当然視野に入っているということによるしいですね。

調整担当課長 はい、そのとおりです。

松本会長 ほかにご意見ございませんでしょうか。

佐野委員 36年ぶりに消費者保護基本法が消費者基本法となって、法律が変わった時点で条例はきちんと改正しなければならないと思っていたので、今回、非常に残念だなと思っているんですが、これを私は大きくとらえたいと思います。原さんがおっしゃっていたように、消費者の自立支援に向けたという言葉が入っておりますので、その中で広く考えると、改正にある消費者契約の適正化、また、さっきご発言がありました広告の表示が適正か、公正な競争が行われているか等、これらは消費者自立の支援のために重要なことですので、そういうことも念頭に入れながら、この部会・小部会に私は両方とも入るんですが、検討していきたいと思います。このように大きくとらえた消費者支援という形によるしいんですね。

松本会長 審議の内容は部会、小部会で十分議論していただいて、それで、総会で報告していただいて、もう1度ここで全体で議論するというところでございます。条例改正そのものは諮問事項には入っていませんが、新たな連携施策の検討の中から条例改正も一緒にやるべきであるという提案が出てくるということは、別に排除されているわけではございませんから、十分ご検討いただきたいと思います。

原委員 たびたびで申しわけありません。私はトップバッターで話をいたしましたけれども、消費者団体と事業者団体との連携ということで、部会とか小部会が設けられるのであれば、当然消費者団体とか事業者団体の位置づけというものも図っていかなければいけないということになるので、すごく楽観的かもしれませんが、条例改正はなさるといふふうに思って、これからの審議というのを進めていただければというふうに思います。

そういう点からちょっと気になっているのは、連携という言葉がつけられたので、今おっしゃられたように、情報提供とか、教育のところとか、このあたりは本当に連携というふうに思っているんですけれども、もう一方では、消費者団体に団体訴権を与えるという

話があって、この部分については、例えばそのためにも基本法の中に消費者団体を位置づけたということもありますので、そうすると、その観点からすると、連携の話だけではなくて、都の消費者センターに寄せられている情報を消費者団体にどのように提供していただけるだろうかというような、また、そういう話も出てくるので、連携という言葉にとらわれる必要はないのかもしれませんが、基本法を受けてのこれからの消費者政策ということでの検討を進めていただきたいというふうに考えております。

たびたびになって申しわけありませんけれども、そういうふうに思っておりますので、よろしくをお願いします。

池山委員 私もきょうの諮問の趣旨を読みまして、自立支援のためということが書かれておりまして、具体的にこれは消費者基本法の中に盛り込まれていることを東京都の施策としても具体化するというふうに私はとらえました。消費生活条例には、具体的な支援とかという言葉自体はないですけれども、基本計画の中には、自立支援のためにこういうことを行うというふうなのが具体的に載っておりますし、さっき原委員もおっしゃった団体訴権のこともありますので、この諮問の中で、条例の見直し、改正というところに議論が及んだところでは、それは当然そういう方向性になるということは、それでも具体的でいいんですけれども、東京都の立場として、今各自治体で条例改正したり、新たにつくったりとかしておりますので、東京都というのが先取りで基本法の方向性はきちっと条例で担保されているからというんだったら、それはそれで、東京都としても消費者に対してその辺の説明というんですか、それはやっていただきたいというふうに思います。

一概に基本法にある言葉を条例にここに入れてとか、そういうことは私は必要ないと思いますけれども、基本法ができたからといって、条例を変えなきゃいけないというふうにもならないだろうし、そこら辺のところはちゃんと東京都としてはこう考えるということをもまず説明していただきたいというふうに私は思います。

松本会長 それでは、事務局のほうから、条例改正について今何かお考えのことがあれば……。

調整担当課長 では、私のほうからご説明させていただきます。

先ほども委員の先生方からもお話しいただきましたが、東京都は、これまで条例も含めて、消費生活行政の先進的な取り組みを行ってきたというふうに考えてございます。そして、今回の消費者基本法の改正の主要な内容につきましても、平成14年7月に施行した直近の条例改正までに、基本的には取り組み済みというふうに考えてございます。このため、

法改正のみを理由とする条例改正を今すぐにやるという必要性はないのではないかと考えております。

確かに事業者団体の役割や消費者団体の役割等、法改正の最後の段階で盛り込まれた内容について、一部都の条例で明記されていないものもございます。ただ、事業者、消費者及び行政の各々の責任や3者の連携の重要性については、条例前文で基本的な方向性としていち早く打ち出しているところでございます。

都としては、そうした条例の基本的な方向性や今回の消費者基本法の新たな改正内容等を踏まえまして、本審議会に今回の諮問を行ったところでございます。都としては、今回の審議会の諮問と今後の審議を踏まえまして、先進性と実効性をあわせ持つ施策連携のあり方についてご検討いただいて、消費者の自立支援のための環境整備ということで、今後の消費者教育や消費者への情報提供のあり方、事業者によるコンプライアンス経営促進の支援策等、もろもろございますが、そういった現行施策の再構築に具体的に取り組んでまいりたいと考えております。

それから、最後になりますが、都はこれまでも社会経済状況の変化等を踏まえて条例を改正してきておりまして、今後とも、都の施策の推進に必要な改正、具体的に都として必要な改正については積極的に対応していくつもりでございます。

松本会長 ほかにご意見ございませんでしょうか。

須古委員 この諮問の目的は今おっしゃったとおりだと思うんです。行政と事業者と消費者のハッピートライアングルでよりよき消費者の自立支援をしていこうというところに目的があると思うんです。そのために、1消費者とか1事業者とかではなくて、団体というネットワークを使いながら支援ができるいい施策ができればと考えてよろしいのではないかなと思うんです。

松本会長 ほかにご意見、ご質問ございますでしょうか。

古屋委員 初めてお話しさせていただきます。久しぶりに消費者の問題についてお話を今伺って、随分進んでいるなというふうに思いますけれども、全くの消費者の立場で参りまして、消費者保護、「保護」というのはとれて基本法になったということも、うっすらとはあると思いますが、これほどはっきりしてきたということ自体もわかりませんで、保護から自立へということになりますと、消費者に対して、権利が主張できる人ばかりならいいんですけれども、そういう人ばかりおりませんで、例えば私の母などは今70代ですが、田舎でひとり暮らしをしておりますので、何かあったときには、ベルを押すと飛んでき

てくれるという安全管理会社Sさんのところに申し込みをして、5年契約で契約をいたしました。実は、ひとり暮らしが難しくなりました。1年半で私の東京のほうに同居するようになりました。つまり、5年の契約を1年半で打ち切ったわけです。

そして、打ち切りますとって、おふくろは、あのとき最初に払ったお金の何がしかが戻ってくるんじゃないかなと思っていたら、実はそうではなくて、5年の契約なのに1年半で打ち切ったので、あと3年半分のお金を一遍に払ってくださいといわんばかりの、つまり10万円ぐらいのお金を田舎からこっちへ来るときにおふくろは払ってきているわけです。そんなことというのは、契約のときに多分何か言われたらしいということはおふくろは薄々はわかっているようなんですが、でも、田舎の人にはよくわからないんです。

そういうふうにして、しかも権利を主張するということがほとんどできませんし、どこに言ってもいいかわからない。業界団体というのはどこなのかということもよくわかりませんし、極端に言えば、そういう言ってみればマイナス情報みたいなことをきちっと盛り込んで、例えば個々の会社ができないのであれば、その業界団体というところが、途中で解約するところというふうになりますよというふうなマイナス情報をしっかり盛り込んでおいてもらわないと、多分Sという安全管理会社も、うちのおふくろがそういうことがありましたということではいろいろのことを言いふらすと、その会社も二度とよくないでしょうし、その会社の得にもなりません。

そういうことで、保護という言葉をとって自立支援ということであるならば、責任とか自立とかということをどうやってお年寄りなんかを守ってあげられるのかということを中心に考えていただきたいということが1つと、それから、私ども番組でよく消費者トラブルなんかをやりますと、業界団体に行くんです。ところが、その会社はこの団体に加盟していませんのでと言われて、いわゆるアウトサイダー - - 先ほど平林さんがおっしゃったアウトサイダーの問題なんかはどうするのか。多分ちゃんとしたところに入るだろうというふうに思うんですが、入らないところをどうするのかとか、そういうこともあわせてご検討いただきたいというふうに思います。よろしくお願いします。

松本会長 ほかにございませんか。

この後、東京都の最近の施策についてご報告いただいた後で、まだ時間が若干残ると思いますので、そこでさらに追加的なご発言をいただいても結構かと思えます。

原委員 質問した中で、1つだけ回答をいただきたいことがあったんですが、基本計画について、消費者基本計画を策定するというのは第43条で定められているんですけども、

これは今どのような形で運用されているのか。国のほうでは、かなり積極的にやってみようということで、来年度3月までに策定ということで作業を進めているんですけども、どうもよく見えないというところがあります。

今の古屋委員のほうからおっしゃられた話は、そのようなことがあるので、消費者団体へ団体訴権をとという話になっていくわけですか。

松本会長 東京都の……。

原委員 そうです。基本計画。

企画調整課長 東京都の消費生活基本計画についてご説明いたします。今原委員からお話があったとおり、条例43条に基づきまして、平成9年2月に、その後10年程度を見通した計画ということで策定をしているところでございます。ただ、今お話がありましたように、現在策定に向けて審議されております国における消費者基本法に基づく基本計画、あるいは東京都におきましても、食品安全条例に基づく基本計画が今審議されております。そういう状況を踏まえまして、計画の見直しを含めて検討していきたいというふうに考えております。

池山委員 私も基本計画が見つからないのでネットでとりまして、平成9年で10年計画ですよね。読みますと、こういう言い方は失礼ですけども、古色蒼然という感じがいたしまして、これがとても今に合うものではない。ところどころにつきましては、都は一生懸命やっているなというのは読み取れますけれども、例えば重点的に取り組むテーマが環境型社会づくりを目指した消費生活の推進、平成9年度から11年度とありますけれども、この結果がどうであったのかというのも、ちゃんと公表されたのかもしれないけれども、余り強く公表してやっているなというふうに受けたような機会がないんです。

これからこういう計画推進の場合は、10年は長いと思うんです。今5年ぐらいで中期でやっておりますし、それから、1年ごとにきちっとこの審議会なり何なりにどのくらい推進されているのかということは報告されるし、途中で結果も広く都民に公表されるべきであるし、それから、私たちがちゃんと検証できるような形で推進計画をつくられるべきだと思うんです。

数値目標とまではいかずとも、せめて我々が具体的に検証できるような形でこれは推進計画をつくらないと、推進計画にならないと思いますので、見直すときにはその辺もぜひお含みいただいて見直していただきたいというふうに希望いたします。

松本会長 平成9年に基本計画をつくったときも、この審議会の中に、たしかそういう

部会をつくって集中審議をしたという記憶がございますので、もし、9年版がそんなに古色蒼然としたものであれば、21世紀型にふさわしいものにつくりかえる必要があるでしょうから、そういう点につきまして、次期の審議会になるかもわからないんですけども、都としても積極的に取り組んでいただきたいというふうに思います。

それでは、次に、都の消費生活に関する最近の取り組みについてご報告をお願いしたいと思います。

初めに、第17次審議会答申で今後の課題として取り上げました「広告・宣伝を含む表示規制の在り方について」を受けて策定されました「食塩の表示に関する業界自主基準策定にむけた指針」について、生活文化局消費生活部藤井取引指導課長よりご報告をお願いします。

取引指導課長 取引指導課長の藤井でございます。よろしくお願いします。

お手元の資料でございますが、「食塩」の表示に関する自主ルール策定に向けてということでもとめたものと、その後ろに、指針の冊子と申しますか、9ページにわたる指針が添付してございます。

今会長からお話がありましたとおり、17次の答申の中で、「広告・宣伝を含む表示規制の在り方」ということで、私ども取引指導課の中におきましては、消費生活条例に基づくさまざまな表示の問題、それから景品表示法によります表示規制というような形で従来規制について進めてきたところでございますが、この答申の中で、不当表示というものが最近も多くあらわれておりますけれども、この疑いの高い商品などについて、個別に業界自主基準作成の支援を検討し、表示適正化を進めることが望まれるという答申をいただきました。

個別の表示、特に広告について、消費者基本法の中でも、先ほどお話がありましたが、盛り込まれたわけですが、広告規制を全体的に網羅した規制というのはなかなか難しいということで、この17次の答申の中では、自主基準作成の支援ということで答申をいただいたわけでございます。

今回の諮問事項でございます消費者、事業者との連携による施策というものとも関連したような形で、この指針の策定に当たりまして、消費者、事業者、学識経験者、それと私ども行政で構成した連絡会というものをつくって、この指針について検討を進めてきたところでございます。

答申の中にもそのような記載がございますが、規制を進める部分と、こういった業界に

よる自主基準で規制をかけていく。景品表示法の中では、先ほど平林委員からもお話がございましたが、公正競争規約ということで、景品表示法の中で幾つかの業界におきまして自主ルールというものがございます。

1枚目の資料の裏面でございますが、公正競争規約について若干ご説明してございますが、法の10条の中で、公正取引委員会の認定を受けた景品と表示に関するものと2種類ございますが、表示に関しては65件の公正競争規約の中で、さまざまな表示のルールについて自主規制をかけているところでございます。そのうち食品が33件という状況がございまして、そういった景品表示法に基づきます公正競争規約のある商品につきましては、ある程度のアウトサイダーの問題がございまして、業界の自主ルール、またそれを破ったものにつきましては、それぞれの業界の公正取引協議会がございまして、その中で、まずは業界の中での指導をしていただき、それにも反するようなケースにつきましては、アウトサイダーを含めまして、指導等を行っているというのが現状でございます。

そういう中で、今回食塩というものにターゲットを当てまして、自主ルールというものを定めたわけですが、食塩につきましては、上段中ほどにございます背景のところでございますが、実際に製造で400社、販売で600社ということで、多くの事業者が参入しておりますが、この中の業界団体というものがまとまったものがございません。実際に流通系も含めると、今回10団体ほど、この自主ルール策定に向けて指針を送付させていただいたわけです。

食塩につきましては、歴史上、明治38年に専売制が開始されてちょうど100年ぐらいたつわけでございますが、これが昭和46年に塩業近代化臨時措置法ということで、塩の製法が従来塩田でつくっていたものを全面的に廃止いたしまして、旧専売公社でございますが、イオン交換膜による濃縮によって塩をつくるということで、塩田が一切廃止をされ、そういった中で、業者につきましても、限られた中で行われていたものが、平成9年に専売制が廃止され、さらに14年には輸入規制、参入規制、流通規制、それぞれが経過措置の中で終了ということで、今日多くの業者がこの業界に参入して、多様な商品が市場に供給されてきました。

こういう中で、業者の中のコンプライアンスの問題もございまして、表示の中で、自社製品に対する優良表示というような形で表示がかなり多様で不当と思われるようなものがかなり出回っております。特に消費者にはそういった表示はわかりにくいという状況がございまして、今回塩をターゲットに検討を進めてきたということでございます。

それにあわせまして、もともと別の事業として計量検定所と共同の試買調査というものもやっております、商品を実際購入して、量ですとか、表示の問題を共同で調査をしたものがございまして、これは15年2月に、その結果を踏まえて、60商品ほど検査をしたわけですが、そのうちの32ということで、半数以上が不適正な表示がございまして、景品表示法、それから、当時JAS法も私どもが担当しておりましたので、その両方の視点から指摘をし、塩に関する表示の徹底ということで、流通ではなく製造関係のほうを中心でございますが、6団体には事例などを紹介しながら改善の指導をしたところでございます。そういった動きもあわせて、業界のほうに声をかけて、今回この連絡会を設立し、一緒に消費者の方と事業者の方のご協力によって検討を進めたというところでございます。

裏面の構成メンバーの委員の中には、一番上の尾方委員というのが、社団法人日本塩工業会という、旧専売系の代表として入っていただき、6人目の丸本委員につきましては、伯方塩業ということで、塩田廃止後に自然塩の運動で製塩を始められた方ということで、ことしの2月から9月1日まで、約6カ月間にわたって検討したものでございます。

指針につきまして、これは業界が自主ルールをつくっていく。表示適正化のための自主ルールづくりの指針ということで位置づけをしております、東京都がたたき台として今回業界に提案するという位置づけで検討を進めました。

中身につきましては、2番に書いてございます指針の概要ということで、6項目ほどございまして、この後、本文のほうでちょっとお時間をいただいて説明したいと思います、業界のほうへ要請という形で9月1日にまとめたものを早速翌日2日に業界の食塩の製造、販売、卸、輸入関係団体、それから、流通関係の団体、計10団体に対しまして、自主ルール策定のために、まず業界が主体となって組織づくり、それから、このお出しした指針をもとに業界としての自主ルールを策定してほしいという要請の文書等をお願いをしたところでございます。

実際、この結果がどうなりましたかということは、まだ形になったルールができておりませんが、業界の動きということで、4番目に書いてございますが、家庭用塩製造販売事業者12社、これは比較的大手のところが中心になっておりますが、こちらが私どもの検討過程の中で、8月23日に「家庭用塩表示のあり方に関するワーキンググループ」ということで発足をし、9月17日には、正式に「食用塩公正競争規約作成準備会」ということで、業界もつくる以上は当然競争規約を目指していこうということで、この12社が中心になりまして、財務省から - - これにつきましては、塩事業法が財務省の所管でございますので、

財務省から 1,000社のリストを入手して今呼びかけをし、それで、この検討の中になるべく多くの事業者にかかわっていただくということで今取り組みをしているというふうに聞いております。

このワーキンググループができる 8月23日の前でございますが、8月9日には、この12社が集まる懇談会がございましたので、そこで私どもは指針案という段階のものもご説明をし、ご理解いただきました。そういう中では、各事業者からも、今景品表示法等の中で言えば、あくまで消費者の目を中心であって、判断するのは消費者である。特にこういう昭和46年、塩の製造方法が切りかわったとか、専売制がなくなったというような状況が今の消費者の中でどれだけ知られているのか。業界の常識というものが消費者の常識とはつながらないというようなご意見で、かなり前向きに競争規約に取り組んでいただくというようなご意見をいただいて、私どももこの指針をつくった意義があるかというふうに考えているところでございます。

あと簡単に中身のほうでございまして、指針の本文の2ページのほうをごらんいただきますと、「自然」「天然」の表示ということで、これにつきまして、日本の気候風土の中で、自然結晶というものはないということで、合成品があるような誤認を受けるということで、「自然」「天然」の表示は使用しないということを定めております。

それから、ミネラルの効用につきましては、これは厚生労働省が健康日本21ということで1日10グラム未満という摂取量を示しておりますが、塩でとれるミネラルの量というのが、実際塩そのものでは大体1日1.3グラム使用しているそうでございますが、1日の所要量で2%しかとれない。こういう中では「いっぱい」「豊富」というのは明らかに消費者に優良誤認させるということで、これについても使用しない。

それから、「最上級」ですが、これは景品表示法であらゆる商品に関して共通して、客観的事実がなければ、最高というのは本当に立証できるのかというようなことで禁止しているところでございます。

「無添加」につきましても、同様に塩のにがり成分ということで添加物を使用しないものが通常である中では客観的事実ということで、これは改正されました景品表示法の合理的根拠というような中で制限をかけているところでございます。

今回の目玉は、製法の表示ということで、4ページ目に、実際に製法表示のところがございますが、自然の塩がいいというようなものをうたって、今まで自然塩、天然とかミネラルといったものは、こういった製法をきちんと表示する欄を設けて、その中で各社特

徴をPRしてもらおうようにということで出したものでございます。

最後でございますが、3ページにありますJAS法につきましては、今までJAS法で規制されておりますけれども、これにつきましては、JAS法の中で細かくこういう表示を下さいというところまではないということ標準化するというので、こういった表示についての取り決めをしたかどうかという提案をした内容でございます。

こういった内容が一日も早く東京から発信したルールということで、業界のほうで形にしていればというふうに思っております。

以上でございます。

松本会長 ありがとうございます。

質疑につきましては、後ほどまとめてさせていただくといたしまして、次に、東京都個人情報保護条例の改正について、生活文化局広報広聴部三森都政情報担当参事よりご報告いただきます。

都政情報担当参事 都政情報担当をしております三森と申します。大変恐縮でございますが、着席でご報告させていただきたいと思っております。

資料5をごらんいただきたいと思っております。東京都個人情報保護条例の改正についてでございます、まず1つは、国の動き、法の仕組みでございます。

平成15年の5月に、個人情報の保護に関する法律、また行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律など、関連する5つの法律を公布してございます。これら5つの法律につきましては、平成17年の4月より全面施行されることになってございます。

また、個人情報保護法が規律の対象とします事業者につきましては、5,000件を超える個人情報を事業活動に利用している事業者ということでございまして、これは個人情報取扱事業者と称してございます。

次のページにございますパンフレットをごらんいただきたいんですが、法の施行に伴いまして、内閣府のほうで事業者の説明用につくった資料でございまして、実際は青っぽいカラー刷りだったんですが、資料がなくなりましたので、コピーで失礼させていただきます。

このパンフレットの3ページをごらんいただきたいんですが、ここには個人情報保護法体の体系イメージというのがございまして、先ほど申し上げました5つの法律のうちの基本法となりますのが、この三角錐の上でございます個人情報保護に関する法律、これにつきましては、官民を通じた基本法ということで位置づけられております。

そのほかに、公的部門にございます国の行政機関を適用いたします行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律、次に、独立行政法人を対象といたします独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律、そのほかに、ここには明記してございませんが、情報公開・個人情報保護審査会の設置法ですとか、国の行政機関がこの法律に伴って行いますために関連する事項を整備する法律という2つがございまして、これらを5つの法律と申してございます。

先ほど申し上げました個人情報保護法が規律の対象とします事業者が5,000件を超える事業者ということでございますが、このパンフレットの7ページをごらんいただきたいと存じます。ここによくある質問のQ2とございまして、「本法の義務規定の対象となる事業者を教えてください」というところでございます。この法律におきましては、5,000件を超える個人情報をコンピュータなどを用いて検索することができるよう体系的に構成した個人情報データベース等を事業活動に利用している事業者が義務規定の対象となりますということでございまして、この個人情報データベースについては、紙ベース等で検索しやすいように行っている場合についても含まれます。

事業に利用している5,000件の数につきましては、事業を実施する上での顧客の情報、またその事業者におかれましては従業員の情報等も含めて5,000件ということになってございます。

またもとの表紙に戻っていただきたいんですが、そのほかに、今申し上げました個人情報取扱事業者が義務規定に違反した場合には、主務大臣の命令に従わなかった場合には罰則の対象になるということで罰則規定が設けられております。

5つ目の ですが、地方公共団体の長等が、他の法令によりまして、事業者に対する監督権限を有している場合につきましては、地方公共団体の長等が主務大臣の権限を行使するというので、他の法令と申しますのは、例えば東京都で申しますと、貸金業の規制に関する法律に伴う事務ですとか、旅行業法に伴う事務等、これらの事務を行っている場合につきましては、相談、苦情等の問い合わせ等につきまして、これらを担当している部署等が対応して、主務大臣のかわりに権限を行使することと法律の中で定められております。

次に、都の動きでございまして、これら法律等の整合性をとりますとともに、なおかつ、平成3年に条例施行しておりますが、それ以来の社会情勢の変化に対応しました新たな制度の構築が求められてございまして、平成15年7月に、東京都の情報公開・個人情報保護審議会に対しまして、都の個人情報保護制度の基本的なあり方などについて諮問いたしましたし

て、平成16年7月9日に、東京都の個人情報保護制度の新たなあり方についての提言をいただいたところでございます。

3番目の条例改正の方向ですが、これらの審議会の答申の主な方向づけが出てまいりまして、まず2つございます。東京都が保有する個人情報についての方向、また、民間部門が保有する個人情報の保護についてということでございます。まず、東京都が保有する個人情報につきましては、実施機関に今まで含まれておりませんでした都の公安委員会（警視庁）を加えるということでございまして、必要に応じて一定の例外規定を設けるということとしてございます。

2番目が、従来の開示・訂正請求権に加えまして、利用停止請求権を設けることとしてございます。

3番目が、職員情報の開示請求権等の対象とするということでございまして、これは、国の法律等におかれましても、従業員の請求権を認めるということと整合させてございます。

4番目に、職員及び受託従事者につきまして罰則を設けるということでございまして、これも法律等におかれまして、個人情報の取扱従事者につきましても罰則等が設けられますので、この形で整合をとってございます。

5番目が、個人情報保護制度の運用につきまして、審議会が一定の関与を行うということでございます。

次に、民間部門が保有する個人情報の保護についてでございますが、1つ目が、民間部門におきます個人情報の保護のための支援策といたしまして、東京都は指針の策定、また各種の広報活動を行って、普及啓発を図ってまいるということでございます。

2つ目は、民間部門の個人情報保護の取り扱いにつきまして、苦情処理、あっせんのための相談窓口を設けるとともに、都庁内の体制の整備を図ってまいるということでございます。

3番目が、苦情処理の実効性を担保するために、法の規律の対象外でございます事業者、これは法の規律というのは、先ほど申し上げました5,000件を超える情報でございますが、5,000件以下に対しましても、必要に応じて調査、助言、指導等を行えることとしまして、都民に対して事実についての情報提供などを行う仕組みを検討してまいるということでございます。

以上の方向性を十分踏まえまして、平成16年の第4回定例会、これは12月になりま

すが、ここに条例案の提案を予定してございます。

条例の施行につきましては、法と同じく平成17年の4月を予定しております。

以上でございます。

松本会長 ありがとうございます。

続きまして、前回の総会におきまして、賃貸住宅紛争防止条例についてご報告がありましたが、今回、そのガイドラインが策定されたということで、都市整備局安藤住宅政策推進部長からご説明をお願いいたします。

住宅政策推進部長 都市整備局の住宅政策推進部長の安藤でございます。

私のほうからは、賃貸住宅トラブル防止ガイドラインについてご報告させていただきます。

会長からご説明がありましたように、前回の総会におきまして、全国で初めてとなる賃貸住宅紛争防止条例について報告させていただきましたが、今回は、その条例の趣旨と理解が一層徹底いたしますように、ガイドラインを都として策定いたしましたので報告いたします。

恐縮でございますが、資料6と冊子、あわせてごらんいただけたらと存じます。

表紙をめくっていただきますと、「このガイドラインの使い方」というのが左側にございます。ここにこのガイドラインの趣旨がコンパクトにまとめてございます。

まず初めに、では、先ほどの賃貸住宅紛争防止条例制定の背景と内容を紹介しております。

また、では、条例で説明を義務づけた退去時の復旧と入居中の修繕における貸主、借主の費用負担などの基本的な考え方、ガイドラインの中核となるものについて記載しております。

では、具体的に賃貸住宅についての契約と住まい方で注意すべきことを説明しております。

また、説明に当たりましてわかりやすいように、ここが「ここがポイント!」ということで、各項目にその要旨をまとめてございます。

1ページ目をお開きいただきたいと思いますと存じますが、本文の1ページ目、トラブル相談の現状というところでございます。東京に居住する世帯の4割に当たります約205万世帯が民間賃貸住宅に居住しておるわけでございますが、人口の流動性の高い大都市東京では、民間賃貸住宅は重要な位置を占めていると言えます。しかしながら、この円グラフに示すよ

うに、さまざまな相談が寄せられている現状にありまして、退去時の敷金精算や管理は特に相談が多くございまして、トラブルの原因となっていることをこのグラフで示しております。

2の賃貸住宅紛争防止条例でございますが、同じく本文の1ページでございますが、この条例は、退去時の精算や管理に関するトラブルを防止するために制定しましたという記載をしております。

この条例のポイントは4点ありまして、宅地建物業者は借主に書面を交付して契約の前に説明することを義務づけられております。4点につきましては、2ページの(2)条例の内容というところに記載しております。宅地建物取引業者が説明する事項でございます。

退去時の通常損耗等の復旧は貸主が行うことが基本であること。

それから、入居期間中の必要な修繕は貸主が行うことが基本であること。

賃貸借契約の中で、借主の負担としている具体的な事項。

修繕及び維持管理等に関する連絡先、でございます。

適用対象ですが、その下にあるように、都内にある居住用の賃貸住宅でございますが、店舗、事務所等の事業用については対象外であるということが記載されております。条例につきましては、都内の物件を扱う場合、極端な場合に、北海道の業者さんについても、都内の物件を扱う際にはきちっとこの旨の説明をしていただきますということになっております。

適用対象としまして、平成16年10月1日以降、重要事項説明を行う新規賃貸借契約ということでございます。既に契約をしております更新契約は除くことになっております。

それから、条例の効力でございますが、違反者等に対する指導等ということで、説明義務等に違反した場合については、知事は指導、勧告、公表等を行うことができるという条例に設けてある規定について説明をしております。

それから、3ページ目に、それでは業者さんが具体的にどのようなことを説明するのかということで、こちらに「説明を適正に行うために必要な事項」があります。これは条例に基づきまして、新たに詳細に説明に必要な事項を定めたものです。

また、4ページ、5ページをごらんいただきたいと思うんですが、具体的に宅地建物取引業者がきちっと説明できるように、モデルとなる説明書をこのように作成しまして、宅地建物取引業界等に詳細に説明を行ったところでございます。

次に、本文6ページをお開きいただきたいと思います。ここからが賃貸住宅トラブル防

止ガイドラインということで、新たに策定したところでございます。

まず、退去時の復旧ということになっておりますが、費用負担の考え方について説明しております。賃貸住宅の契約におきましては、経年変化及び通常の使用による損耗、傷等の修繕費は家賃に含まれているとされておきまして、貸主が費用を負担するのが原則となっておりますということで、なかなか貸主の方も、この辺のご理解が徹底されておきませんので、今回冒頭にこのように記載しております。

それから、借主の費用負担ということでございまして、借主に義務として課されている原状回復とは、退去の際に借主の故意、過失、通常の使用方法に反する使用など、借主の責任によって生じた住宅の損耗や傷等を復旧することを言います。その復旧費用は借主が負担するのが原則となっておりますということでございます。

右の7ページに、善管注意義務ということで、民法の400条の規定の説明がございまして、これによりますれば、他人のものを借りている場合、借主は契約してから契約終了時に物件を貸主に明け渡すまでの間は、相当の注意を払って物件を使用管理しなければならないとされておきまして、善管注意義務というふうにされておきまして。

例えばということでございまして、たばこによる畳の焼け焦げ、引っ越し作業で生じた引っかき傷等、また借主が結露を放置したために拡大したシミやカビ等があるものと考えられておきまして。

下のほうに、賃貸物件の価値変化のイメージ図がございまして。

次に、8ページをお開きいただきたいと思いますが、ここでは、借主がどこまで費用を負担すべきかということについて説明しております。

借主の費用負担割合でございまして、原状回復の費用の負担は破損部分の補修工事に必要な施行の最小単位に限定されるということでございまして、また、破損部分の通常損耗、経年変化分の経費は、貸主の負担となりますということでございまして。したがって、借主の費用負担部分については、新規に新たなものを再度負担するというのではなくて、当然経年変化分については差し引かれますということをご述べておきまして。

借主の費用負担についての一般的な考え方でございますけれども、9ページのほうに記載してございまして。

10ページに、特約について記載しております。特約についてですが、借主と貸主の合意によりまして、原則と異なる特約を定めることができることになっておきまして。これを民法では契約自由の原則が基本とされておきまして、契約内容は原則として当事者間で自由に

決めることができることによっております。

ただし、通常の原状回復義務を超えた負担を借主に課す特約は内容によっては無効とされることがありますということをございまして、借主に特別の負担を課す特約が認められるための要件としまして、次の枠内の3つでございますが、特約の必要性があるということと、暴利的でないなどの客観的、合理的理由が存在すること。それから、賃借人が特約によって通常の原状回復義務を超えた修繕等の義務を負うことについて認識していること。それから、賃借人が特約による義務負担の意思表示をしていることということで、この3つの要件に該当しない場合については、特約が無効とされる可能性が非常に高いということでございます。

11ページは、都の相談窓口寄せられた相談事例の紹介をしております。

また、12ページから15ページで図解しているのは、住宅の部位別の負担区分の例をわかりやすく図によって表示してございます。

また、16ページ、17ページの一覧表に、この辺について詳細にまとめております。

おかげさまで、この図解と表について、非常にわかりやすいと好評をいただいております。

次に、18ページに移りますが、入居中の修繕でございます。入居中の修繕につきましては、これもさまざまなトラブルがございまして、都としてこの辺について明らかにしたものでございます。

まず、貸主の義務と借主の費用負担でございますが、貸主には借主がその住宅を使用し居住していく上で必要となる修繕を行う義務がありますということで、基本的な貸主の修繕義務について記載しております。

次に、小規模な修繕の特約ということが19ページに記載しておりますが、入居中の修繕に関しましては、特約を定めることができますということで、この場合の特約は、小規模な修繕についてございまして、貸主と借主の合意により、借主が自からの費用負担で行うことができるという特約を定めることができるというふうなことを記載しております。

ただし、これは本来貸主に課されている修繕義務を免除する一方で、貸主の承諾を得なくても修繕できるように借主の費用負担で修繕を行うという権利を与えたものであるとされているということになっております。

小修繕の具体的な内容としましては、一々大家さんに、承諾を求めなくてもいいような、便利になるような電球や蛍光灯、給水栓、排水栓の取りかえなど、比較的費用が軽微な修

繕のことでございます。

また、修繕等の連絡先でございまして、修繕につきましては、きちっとどこで対応するのかというようなことをその修繕の連絡先を説明するよう条例で定めているということを記載してございます。

21ページからは、賃貸住宅の契約の住まい方について、借主が注意すべき点を具体的に掲載しておりますということで、本文の21ページをお開きいただきたいと思います。ここには、契約から入居までということで、借りる場合には事前説明をわかるまで確認してください。また、特に特約に際するトラブルが多いことから、特約については細心の注意をさせていただきたいというようなこと、また、あわせて入居時の物件確認がしっかりと行われていない状況から、入居時の物件確認はしっかりしてくださいというようなことが記載されております。

24ページから27ページをお開きいただきたいと思います。24ページが入居時の物件状況確認書、25ページに退去時の物件状況確認書の例を示してございまして、業界等にもこの辺について普及を促しているところでございます。

26、27ページも同様でございます。

それから、28ページをお開きいただきたいと思います。入居中の修繕のポイントを記載しております。

30ページは、退去時について記載しております。

32ページから33ページにつきましては、具体的にトラブルになった場合の相談窓口ということでございまして、私ども、この条例に際しまして、賃貸ホットラインという電話相談を設けております。また、不動産取引特別相談室で弁護士による法律相談も受けています。それから、消費生活総合センターで相談を受け付けておりますというふうなことを記載しております。

また、特に司法手続では、少額訴訟手続ということで、60万円以下の金銭の支払いをめぐるトラブルを解決するための制度ということをご紹介しております。

最後に、資料としまして、条例、施行規則、それからチェックリスト、重要事項説明書、賃貸住宅標準契約書、東京都の相談窓口一覧を掲げてございます。

簡単でございますが、賃貸住宅トラブル防止ガイドラインとしまして、条例の周知徹底のためのガイドラインを策定しましたということをお知らせをこの場をかりてご報告させていただきました。

松本会長 ありがとうございます。

以上3つの施策についてご報告いただいたわけですが、ご質問がございましたらお出しください。どの報告についても結構です。

梶山委員 先ほど食塩の表示に関してご説明いただいて、非常にたくさんの製造関係と販売関係の業者があるので驚いたんですけれども、質問の中で、先ほどもアウトサイダーの問題とか、公正競争規約でもそれに入ってこない業者の問題というか、特に中小企業なんかが多いと思うんですけれども、これは、現在12社で始めて、大体どのくらいの企業をカバーしていくというか、そんなような見通しみたいなものがもしわかりましたら、見当で結構なんですけれども、教えていただきたいと思います。

取引指導課長 業界のほうの検討が、9月17日に始まって、まだ財務省からのリストを入手している状況ということですので、呼びかけにどれくらい反応してくれるかということで、業界のこの12社、かなり大手の方が中心になっているので、特に中小のところからは、私どものほうにも反応がありましたので、ぜひここに参加をして意見を述べてくださいというようなお話をしています。この事務局をやっているところの担当の方とお話している中では、アウトサイダーは最後までどうしても難しいし、地方の土産品のように製造しているような事業者もいるので、そこまではなかなか網羅できないけれども、都内の店頭に並んでいるような商品の製造や販売事業者に関して言えば、参加してもらえるのではないかと、こういうようなお話は聞いております。

芝原委員 賃貸住宅トラブル防止ガイドライン、すばらしい内容でわかりやすく、とてもいいと思うんですけれども、こういうようなもの、東京都でつくられるこういう資料類はたくさんあると思うんですけれども、例えば資料6で、205万世帯いらっしゃるということなんですけれども、こういうものというのは具体的にどのくらい印刷して、どういうふうに配布されるとか、今後こういうガイドラインが改定があり得るのではないのかなという気もするんですけれども、つくるところまではとてもいいと思うんですけれども、今後の啓発とか、どういうふうに生かすかというところをご説明いただければと思います。

住宅政策推進部長 ガイドラインの普及に関してでございますけれども、このガイドラインは、私どもは4万部作成しまして、業界、関係団体、それから区市町村、また関係窓口等に配布してございます。おかげさまでもちまして、かなり好評でございまして、さまざまな方からご希望があるものですから、このたび、資料6のほうで、一番最後のところに記載しておりますが、「賃貸住宅トラブル防止ガイドライン」の書店販売を行うことに

いたしました。これは有料でございますが、290円ということで、三省堂の都庁店ほか旭屋書店、書泉グランデ等、一般の書店で販売する体制を整えたところでございます。

また、ガイドラインの改定でございますけれども、条例、またガイドラインは、施行状況を踏まえまして、必要な改定等はしてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

池山委員 東京都個人情報保護条例の改正について、これは要望でございます。これは私たち都民、消費者にとっても非常に重要な問題だと思ひまして、実は、平成16年7月9日に、あり方についての提言というのがたしか公表されまして、この後、すぐ説明会を都では行って、これはたしか事業者向けに行ったような記憶がございます。

それで、私どものところには情報が入るのが遅くて、すぐ申し込んだんですけれども、満員で、これについての説明というんでしょうか、報告は聞けなかったんです。そのときに、これは事業者向けでということだったんですけれども、権利主体者である消費者、都民もこの問題についてはきちっと理解する必要があると思ひますので、消費者、都民に対しての多様な情報提供、それから、説明会などもぜひ事業者だけではなくやっていただきたいということを要望いたします。

原委員 賃貸住宅のトラブル防止ガイドラインなんですけれども、自分自身も賃貸が長かったので、さっと見たときに、借りている側に配慮したような形のガイドラインにまとまっているなという感じがして、どうしても貸主と借主のところも、消費者対事業者のような形で格差があるというふうに感じておりまして、自分自身もこれを見て反省をしたんですけれども、全部畳を取りかえろと言われて、畳を取りかえて、ふすまも取りかえて出た違法なことが2度ほどありまして、どうだったかなというふうに今考えたりとか、それから、例えばガスの給湯によるお風呂なんかがあるんですけれども、私が入ったときに、前の方に、給湯の調子が悪いから入ったらすぐにぐあいが悪いというふうに言って大家さんに取りかえてもらったほうがいいよというふうに言われて、たしか15万円ぐらいするので、調子が悪いと言ってぱっと取りかえていただいたんです。

同じ賃貸のアパートにいて、5年ぐらいいらっしゃると、同じ設備機器であっても、ご自分の負担で15万円ぐらい払って取りかえさせられたりとか、そういうようなことをしていらして、何か非常に不合理なものを感じておりましたので、今事業者団体とか業界団体に好評で、これがリーフレットがたくさん出ているということでしたけれども、一般の消費者の方、一般の借り手の側にどんどん情報提供を、本屋さんだけではなくて、ネット

などを通じて提供していただきたいというふうに思っております。引き続き努力をしていただきたいと思っております。

住宅政策推進部長 申しわけありません。説明はいたしていなかったんですが、条例とガイドラインにつきましては、ホームページで掲載するようにしております。それから、消費者の方につきましても、策定して、ご要望のある方については無償で差し上げております。そういう関係で、消費者の方にもいろいろ対応しているわけなんですけれども、何分4万部ということで、需要に比べて足りないものなので、全般的に希望される方が必要な部数だけ渡るように有償で販売したところでございます。

原委員 都の消費者行政のホームページのほうに入っていてほしいという感じがするんです。住宅のセクションだけではなくてというふうに……。

松本会長 その点はいかがですか。消費者行政のほうにもリンクされているんですか。

消費生活総合センター所長 消費生活総合センター所長の大橋でございます。

現在リンクはされておられませんけれども、リンクをするようにしたいと思います。よろしくをお願いします。

松本会長 消費生活部以外が関与している消費者行政的な施策が非常に多いですから、行政内部での連携というのは前からこの審議会でも指摘していることでもあり、ホームページでリンクを張るといのは一番簡単な連携だと思いますから、積極的に取り組んでいただきたいと思います。

ほかにご意見、ご質問ございませんか。あるいはこの3つの報告以外の事柄につきましてでも結構です。

秋元委員 その他のことになると思うんですが、1つ、東京都のほうにお願いしたいと思っていますのは、消費者被害が急増していて、国民生活審議会では検討されていますけれども、消費者団体訴訟制度の一日でも早い導入が望まれるわけなんです。ところが、このところ、進捗がおくれていたりとかしておりまして、東京都としても、国に対して一日でも早い制度の導入のために消費者契約法の改正を求めるような要望をぜひ出していただきたいと思います。

消費生活部長 団体訴訟の関係につきまして、今検討中でございますけれども、都においては、法律ができて運用がどういう形態になるかというところをよく見定めて、条例改正に影響があるのではないかと考えておりますので、できればこの次の段階で、ほかの条例改正を要するような事項がさまざま出てまいると思いますので、あわせて検討したいと

思っております。

それから、要望については検討させていただきたいと思います。

池山委員 今の事項に関連してですけれども、確かに具体的に法律ができないと、なかなかどういうふうに条例上これを踏まえて改正するかというのは難しいとは思いますが、団体訴権を担うという消費者団体も東京でもできますし、それから、いろいろところで団体が準備を進めております。そういうときに、東京都は国に先駆けてというのは、とにかくいろいろところで言われておりますので、法律ができてからということではなくて、条例を踏まえて最低のところはきちっと準備の段階で形ができるのではないかなというふうに思いますので、少し早目に東京都が動くということは、国に対しても非常に大きな影響力があると思いますので、法律ができてからということではなく、事前に少し動きを条例改正も含めてつくっていく必要があるのではないかなというふうに感じます。

原委員 たびたびになって本当に申しわけないんですが、これで最後にしますけれども、今池山さんとか秋元さんから出ましたけれども、都の消費者行政というのは、これまですごく先取りの的にやってきたんですね。都が先取りの的にやってきて国を動かしてきた部分というのはかなり多かったというんでしょうか、大きな位置を占めておりましたので、先ほどからのご回答だと、条例改正はすぐには必要ないとか、それから、団体訴権の法律ができてから考えるとかという対応型ではなくて、都民 1,200万人いて、ここは東京都は事業者団体も多いわけですし、被害も多いし、それから、情報提供を欲しいと思っている消費者も非常に多いわけなので、私としては、先取りの的、先ほど佐野さんがおっしゃった後に、私が条例改正は楽観的に考えているというふうに言いましたけれども、そのすぐ後に、すぐには考えていないというふうに言われたので、ちょっと楽観的という言葉は撤回したほうがいいのかなというふうに思ったりもしました。

消費者運動をやってきた側、それから、消費者団体にいる側としては、都の消費者行政にこれまで以上に先取りの行政を展開していただきたいというふうに思っております。

松本会長 ほかにご意見、ご質問ございませんか。

さまざまにご意見をお出しいただきまして、特に条例改正との関係について、多数の方からご発言いただいたわけですが、今回の諮問事項、消費者団体、事業者団体、行政の連携施策ということですが、連携の議論をするその前提として、それぞれ3者の果たすべき役割というのがあるわけで、それを踏まえてそれぞれの役割がより効果的に果たせるように連携をしていくということになりますから、例えば事業者団体として何をなすべきか、

消費者団体として何をなすべきか。

そして、その期待される役割を果たすためにどのような環境整備をすべきか、行政としてどういう関与をすべきかということが今回の諮問として当然議論されるべきことだろうと思います。そのような議論をしていく中で、条例の文言がこのままではよくないという結論に部会、小部会が達せられたのであれば、そのようなご報告をしていただいて、それを受けて、あるいは次期になるかもしれないですけども、本格的な条例改正に向けた議論につないでいくという方向性が出てきてもよろしいかと思います。

ただ、条例の文言改正のほうを先にする議論ではなくて、何が期待されているか、それを実現するために何が必要か、そのために条例のここをこういうふうに変えるべきだと、そういうような順序で議論していただいて、消費者基本法が一種の理念といいましょうか、政策的な枠組みを提起したわけですが、それを東京都として具体化する作業という点で一步基本法より先に出ていくような報告、答申をまとめていただきたいというふうに思います。

部会、小部会の委員の方々には、そういうかなり大きな課題について議論していただくということではありますが、どうぞよろしくお願いいたします。

ほかにご意見等ございませんようでしたら、以上をもちまして、本日の総会を終わらせていただきたいと思います。

長時間どうもありがとうございました。

午前11時51分閉会